平成２８年（フ）第９０３号
横浜市泉区緑園６丁目49番地20
債務者　植田千恵子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５号
愛知県豊橋市花田町字小松３番地１（105）、従前の住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木1103
債務者　安藤　　亨
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７５号
千葉県我孫子市泉１番22－104号　フォビテッツァ
債務者　渡邊　昭二
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６４号
千葉県流山市前ケ崎411－１　ケーズヒル前ケ崎206号室、住民票上の住所千葉県柏市新逆井２丁目１番10号
債務者　百瀬　誠治
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７１号
千葉県我孫子市久寺家198番地の１
債務者　仲野谷　孝
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８１号
千葉県松戸市千駄堀820番地の２　ハイツ陽和Ｂ121号
債務者　古神　七郎
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８２号
千葉県松戸市千駄堀820番地の２　ハイツ陽和Ｂ121号
債務者　古神　昭子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目６番67－７号
債務者　松原　正晴
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０６号
千葉県松戸市千駄堀1500番地の13　平和マンション206号
債務者　黒田喜代志
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
岐阜市石原２丁目155番地
債務者　小森　　桂
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９９号
岐阜県本巣郡北方町北方1419番地の２
債務者　日髙ハル子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
山口県宇部市大字西岐波6494番地162
債務者　佐伯　京子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町佐沼字東佐沼52番地２　佐幸アパート１号棟
債務者　佐藤　孝道
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第３２号
秋田県湯沢市下院内字新馬場156番地
債務者　石垣たけ子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５６４号
名古屋市名東区八前２－1001　はなひなの杜名東、住民票上の住所名古屋市昭和区檀渓通４丁目15番地の４　メゾン・ドゥ・ベルビィー203号
債務者　山田田鶴子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３号
静岡県掛川市篠場779－２、住民票上の住所静岡県磐田市向笠新屋740番地48
債務者　山本　竜朴
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係